

○議長（明和善一郎君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） おはようございます。

1番田村馨でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして1項目の質問をさせていただきます。

高齢者のタクシー利用についてお伺いします。

日本の高齢化社会の進行は世界でも飛び抜けており、高齢者ドライバーの交通事故が大きな問題となっております。高齢化社会の交通の問題点は、高齢者の交通事故の問題、運転免許の返納と車なし世帯の増加、日常生活における移動難民者の増加、地域コミュニティの崩壊などが挙げられ、その中でも特に自動車事故における高齢者の割合が急増していることであります。高齢者ドライバーによる交通事故はここ10年間で、65歳以上のドライバーによる事故は1.5倍、75歳以上のドライバーによる事故が2.2倍と増え続けている状況であります。また、このような交通事情の中、自家用自動車免許の自主返納者も増え、ほとんどが65歳以上で、市町村の支援等が返納者増加の要因のようであります。

私の知る住民の中にも、お二人とも高齢で車を持たないご夫婦がおられます。近くの外出は徒歩ですが、少し遠くなるとタクシーを利用するのが日常生活となっております。特に冬の外出はタクシーを利用することが多く、病院への通院等、回数が増えたと、外出のたびに金銭的負担も多くなるとのことです。

舟橋村には公共交通として富山地方鉄道の本線が通っておりますが、村内の方の利用も多い中央病院等の総合病院は、そのほとんどが駅から離れた場所に立地しております。手段として、舟橋から富山まで電車で行き、そこから路線バスに乗りかえて目的地の病院に向かうのがほとんどと聞いております。

しかし、高齢者の方にとりましては、年齢や健康状態により、歩くことは可能でも、バス停までの数百メートルを歩くことが困難な方、座る場所のないバス停では、暑い夏、寒い冬のバスを待つことも考えれば、タクシーを呼んで自宅から出かけるほうが安心・安全であることから、車を持たない高齢者世帯ではタクシーを利用することが多くなるのが現状であります。

また、安全上の理由から車を持たなくなり、外出が少なくなり、特に北陸のような豪雪地帯になると、冬期間の徒歩での外出は、高齢者にとっては危険を伴うものとなります。そのような環境の中、通院や行政サービスを受けるときなど、外出の際はほとんどがタクシー利用になり、少しでも負担を軽減する必要があると考えます。

このような点から、高齢者世帯が増える現状での高齢者の交通対策として、高齢者の外出支援タクシー助成制度を新たに取り入れるべきと考えます。

例えば高齢者へのタクシー助成条件としては、車を持たない高齢者世帯であり、対象年齢や所得、助成金の金額などさまざまな条件があると思いますが、このような助成制度ができれば、高齢者の外出回数も増え、イベントなどへの参加も可能になり、また運転免許の自主返納者も増え、高齢者の交通事故対策につながると考えますが、村当局の考えをお伺いします。

○議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1 番田村議員の、高齢者の交通対策についてのご質問にお答えいたします。

現在、我が国は超高齢化社会に突入しており、年金、医療、介護などの社会保障制度の問題に加え、高齢者の居住環境に係るサービスの拡充が求められております。

本村の高齢化率は、ことしの6月現在で18.8%、富山県が28年10月1日現在で31.1%でありますので、他の自治体に比べ非常に低い状況にありますが、今後着実に高齢化の進展が予測されております。また、ひとり暮らしの高齢者や村外から団地に転入された方など、買い物などの際に近隣に頼れる知人がいない高齢者も急増することが予測されております。

議員がご指摘のとおり、本村には、日常の買い物ができるスーパーや高度な専門医療を行う医療施設等がなく、隣接の富山市や上市町、立山町へのニーズが高くなっていることは事実であります。

この状況から、本村では、高齢者の村外へ交通手段の支援施策といたしまして、平成22年7月より、65歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合に月額4,000円を5年間支給する高齢者運転免許自主返納者生活支援事業を実施しております。この制度の利用者は、これまでの延べ人数が41人で、現在は24人ですが、今後増加するものと推測しております。

一方、平成26年4月より、舟橋村社会福祉協議会では、ホームヘルパーによる生活

上の困り事を支援するファミリーサービスを拡充いたしまして、日常的な買い物代行を行う等の生活支援サービスや運転ボランティアによる外出支援サービスを実施しております。利用者数もサービスを開始した平成26年度の48名に対し、平成28年度には223名となり、サービスの利用ニーズは着実に高まっている現状下にあります。

しかし、この外出支援サービスの利用範囲は、道路運送法の諸規定から村内に限定されており、日常の買い物や医療機関など村外ニーズが高い本村では、利用者が100%満足できるサービス提供ができているとは言いがたいと考えております。

ただいま議員から、タクシー利用に対する助成制度についてのご提案をいただきましたが、一昨年、平成27年5月に一部改正されました地域公共交通活性化再生法において、タクシーは、鉄道やバス等とともに地域の持続可能な公共交通ネットワークを形成する重要な交通機関として位置づけられ、積極的な活用を促しております。

このことから、全国の自治体によるタクシー活用事例を見ますと、京都府の京丹後市では、買い物代行、見守り代行、病院予約代行等の複合的なサービスを、茨城県の稲敷市では、乗り合いタクシー利用者に対する定額の補助を行っております。また、京都市では、タクシー会社と連携し介護分野へ事業展開するなど、従来の、自宅から施設までの2地点間の送迎にとどまらない高齢者のお手伝いサービス等の付加価値を提供するサービスを創出し、需要も高まっております。

このようなタクシー事例ですが、中には、運行を継続するために市町村が過大な財政負担を行うなど継続性に懸念が生じているケースや、利用勝手が悪いため、極端に利用が低迷しているケースなども見受けられます。

本村では、行政区域内に多くの商業施設が存在する自治体とは異なり、高齢者の村外ニーズが高いことに加え、ニーズも多様化している現状を踏まえて、今後、対応を検討してまいりたいと思います。

また、サービスの提供における利用者の範囲等につきましても、免許証や車を所持しない高齢者に加えて、障害者のいる世帯や介護が必要な方への配慮も必要であると考えておりますので、十分な調査研究が必要であると思っております。

今後、時間を要する課題ではありますが、高齢者等の交通支援事業は、本村にとりまして重要な福祉サービスの施策となりますので、今後、先駆的事例の調査研究と同時に、本村の社会福祉協議会とも連携・協調を図りながら、効率性並びに利便性の高いサービスの検討を進めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

して、答弁いたします。